

## 導入促進基本計画

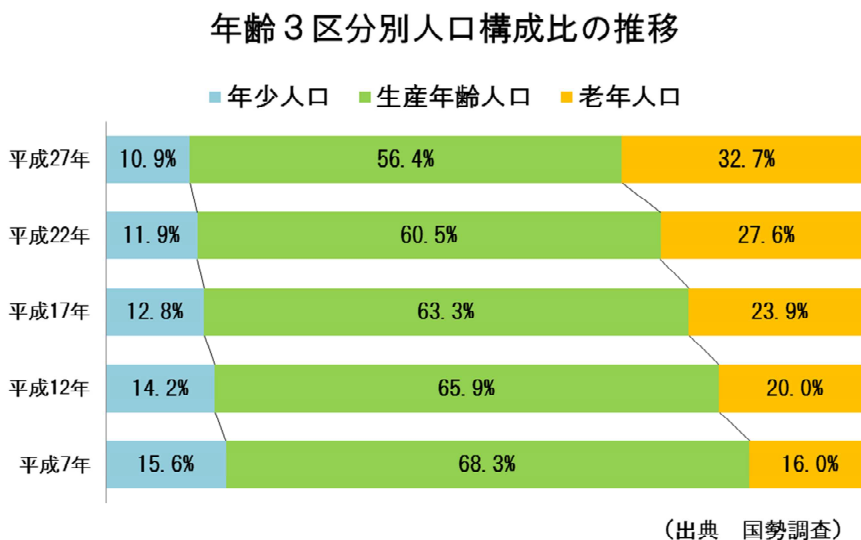
### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ① 滝川市の人口構造

滝川市の人口は40,630人（平成30年5月末時点）であり、最も人口が多かった昭和58年と比較すると2割以上減少している。人口減少とともに高齢化と生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少が進行しており、この20年間で65歳以上人口（老年人口）は16%から32.7%に増加し、生産年齢人口は68.3%から56.4%まで減少した（図1）。

(図1)

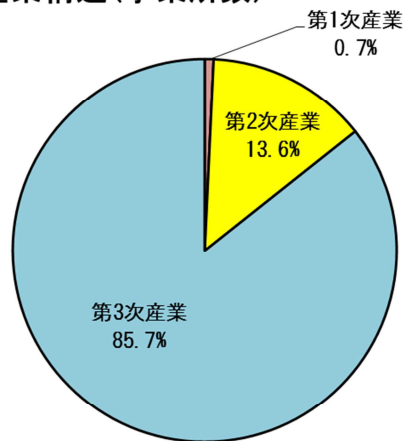


##### ② 滝川市の産業構造

滝川市内の産業構造を事業所数からみると、第3次産業が85.7%と圧倒的に多い（図2）。また、産業別付加価値額の割合からみると、卸売業・小売業、医療・福祉といった住民生活に直結する産業が4割以上を占め、市内の主要産業となっている（図3）。これは、滝川市が古くから交通の要衝として人やモノの往来が盛んに行われてきたまちであり、現在においても中空知圏域の中核的な自治体として、商業機能や医療・福祉施設、教育機関といった都市機能の集積が進んだ地域であることを表している。

(図2)

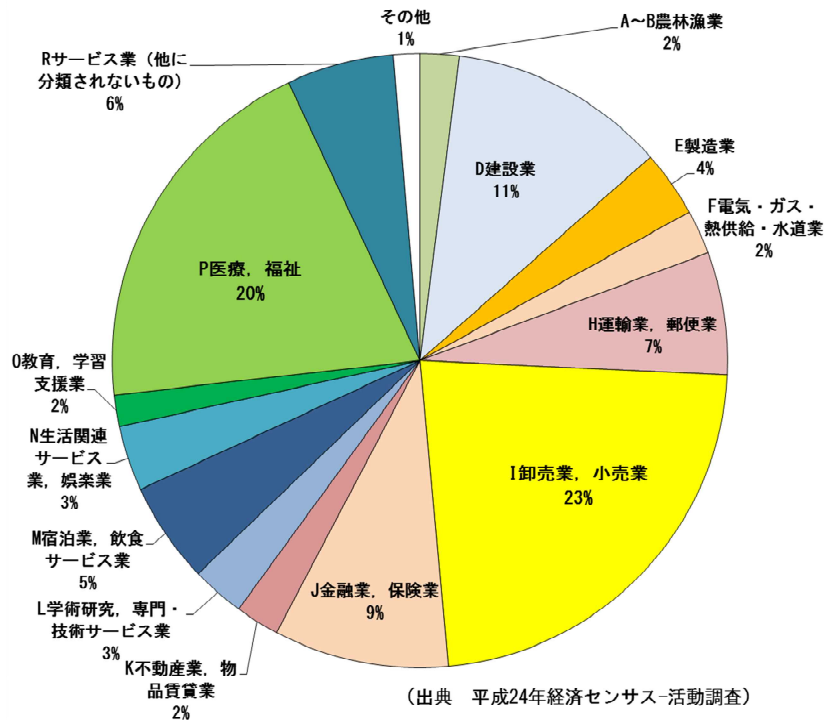
### 産業構造(事業所数)



(出典 平成28年経済センサス-活動調査(速報値))  
※1次産業に個人経営の農林業は含まない

(図3)

### 産業別付加価値額割合



(出典 平成24年経済センサス-活動調査)

### ③滝川市の産業における課題

滝川市内の多くの企業は、人口減少に伴う売上減少、人手不足、後継者不足など多くの課題を抱えている。今後更なる少子高齢化、人口減少の進行、そして生産年齢人口の減少が見込まれるなかで地域経済の発展を目指すためには、人手不足の解消に取り組みつつも、企業が限られた労働力で成果を上げることができるよう、先端設備等の導入による生産性の向上を支援していくことが喫緊の課題である。

### (2) 目標

滝川市では、地域経済の更なる発展を目指し、生産性向上特別措置法第37条第1

項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促進する。

これを実現するための目標として、計画期間中に 14 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

滝川市の産業は、卸売業・小売業を中心として、医療・福祉、建設業、金融・保険業、運輸・郵便業、さらには市の面積の 4 割以上を占める広大な農地で営まれている農業など多岐にわたり、多様な業種が地域の経済発展、雇用の確保に寄与しているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

滝川市の産業は市内に点在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

滝川市の地域振興、経済発展のためには、幅広い業種の生産性向上を目指していく必要があることから、本計画における対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率 3%以上向上することに資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 5 年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間または 5 年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

### (1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としないな

ど、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。